

ID: 1022

担当部署: 健康福祉課

<b>処分の概要</b>	職親委託措置の解除		
<b>法令名 根拠条項</b>	知的障害者福祉法 第16条第1項第3号		
<b>法令番号</b>	昭和35年法律第37号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第16条第1項第3号及び同条第2項の規定による。                  (障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。</p> <p>2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日